

## 岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 将来の農業生産を担う効率的安定的な農業を営む者又は営むと見込まれる者への農用地の利用集積を図るため、土地改良区、市町村又は農業協同組合（以下「土地改良区等」という。）が岩手県農業経営高度化支援事業（岩手県農業経営高度化支援事業実施要領（平成20年3月25日付け農建第505号農林水産部長通知。以下「高度化支援事業実施要領」という。）に定める事業をいう。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国の競争力強化実施要領 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）をいう。
- (2) 国の農山漁村実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）をいう。
- (3) 国の復興再生基盤実施要領 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知）をいう。
- (4) 国の機構関連実施要領 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
- (5) 国の保全高度化実施要領 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (経費相互間の流用の禁止)

第4 別表第1の事業区分の欄に掲げる事業に係る経費は、事業区分相互間の流用をしてはならない。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 地区相互間の補助金の額の流用

(2) 地区の新設、変更又は廃止

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の進捗の状況に係る報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在における補助事業の進捗状況を当該四半期の最終月の翌月10日までに、岩手県農業経営高度化支援事業進捗状況報告書(様式第12号)により、局長に報告しなければならない。

(前金払)

第8 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業経営高度化支援事業補助金前金払請求書(様式第13号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 25 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。
- 2 岩手県農地集積加速化促進事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日付け農建第 549 号農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき実施した平成 23 年度分の岩手県農地集積加速化促進事業については、この要綱による改正後の岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき実施した岩手県農業経営高度化支援事業とみなす。
- 4 岩手県農山漁村地域整備交付金交付要領（平成 22 年 6 月 30 日付け農建第 171 号、畜第 404 号、森保第 514 号、漁港第 122 号、下水第 106 号農林水産部長、県土整備部長通知）に基づき実施した平成 23 年度分の別表第 1 の国実施要綱別紙 1 の 1(1)ア(ア)の事業（経営体育成基盤整備事業）については、この要綱による改正後の岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき実施した岩手県農業経営高度化支援事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

別表第1 (第3関係)

事業区分	経費	補助額																										
<p>1 高度土地利用調整事業 (高度化支援事業実施要領別表1の1に規定する事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 331 1026 472"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha未満</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>60ha以上200ha未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>200ha以上</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下「中山間地域」と総称する。)において行うものにあつては、100分の55)に相当する額以内の額。</p> <p>(2) 中山間地域型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の100分の55に相当する額以内の額</p> <p>(3) 畑地帯担い手育成型、中山間地域総合整備事業及び保全高度化事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額</p>	対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha未満	1,500	60ha以上200ha未満	2,000	200ha以上	4,000	<p>(1) 経営体育成型及び機構関連事業(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。) 当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条</p>																		
対象事業の受益面積	限度額(千円)																											
60ha未満	1,500																											
60ha以上200ha未満	2,000																											
200ha以上	4,000																											
<p>2 高度経営体集積促進事業 (高度化支援事業実施要領別表1の2(1)に規定する事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>土地改良区等が高度経営体集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－(過年度交付額)</p> <p>(aの値)</p> <table border="1" data-bbox="440 1480 1222 1787"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>aの値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率</td> <td>20%未満</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20%以上25%未満</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%以上30%未満</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%以上35%未満</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35%以上40%未満</td> <td>0.028</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40%以上45%未満</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45%以上50%未満</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%以上</td> <td>0.040</td> </tr> </tbody> </table>	区分	aの値	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率	20%未満	0.000		20%以上25%未満	0.016		25%以上30%未満	0.020		30%以上35%未満	0.024		35%以上40%未満	0.028		40%以上45%未満	0.032		45%以上50%未満	0.036		50%以上	0.040	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>
区分	aの値																											
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)アに規定する高度経営体集積向上率	20%未満	0.000																										
	20%以上25%未満	0.016																										
	25%以上30%未満	0.020																										
	30%以上35%未満	0.024																										
	35%以上40%未満	0.028																										
	40%以上45%未満	0.032																										
	45%以上50%未満	0.036																										
	50%以上	0.040																										

別表第1（第3関係）

事業区分	経費	補助額																														
<p>3 特定高度経営体集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>土地改良区等が特定高度経営体集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）</p> <p>(aの値)</p> <table border="1" data-bbox="440 510 1222 801"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>aの値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率</td> <td>20%未満</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>20%以上 30%未満</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>30%以上 40%未満</td> <td>0.012</td> </tr> <tr> <td>40%以上 50%未満</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		aの値	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率	20%未満	0.000	20%以上 30%未満	0.008	30%以上 40%未満	0.012	40%以上 50%未満	0.016	50%以上	0.020	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>																
区 分		aの値																														
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)イに規定する特定高度経営体集積率	20%未満	0.000																														
	20%以上 30%未満	0.008																														
	30%以上 40%未満	0.012																														
	40%以上 50%未満	0.016																														
	50%以上	0.020																														
<p>4 高度経営体集約化促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(3)に規定する事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>土地改良区等が高度経営体集約化促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）</p> <p>(aの値)</p> <table border="1" data-bbox="440 1220 1222 1704"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">aの値</th> </tr> <tr> <th>中山間地域</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率</td> <td>15%未満</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>15%以上 20%未満</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> </tr> <tr> <td>20%以上 27.5%未満</td> <td>0.020</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>27.5%以上 35%未満</td> <td>0.024</td> <td>0.032</td> </tr> <tr> <td>35%以上 40%未満</td> <td>0.028</td> <td>0.040</td> </tr> <tr> <td>40%以上 45%未満</td> <td>0.032</td> <td>0.048</td> </tr> <tr> <td>45%以上 50%未満</td> <td>0.036</td> <td>0.056</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>0.040</td> <td>0.060</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	aの値		中山間地域	左記以外	当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率	15%未満	0.000	0.000	15%以上 20%未満	0.016	0.016	20%以上 27.5%未満	0.020	0.024	27.5%以上 35%未満	0.024	0.032	35%以上 40%未満	0.028	0.040	40%以上 45%未満	0.032	0.048	45%以上 50%未満	0.036	0.056	50%以上	0.040	0.060	<p>当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額</p>
区 分	aの値																															
	中山間地域	左記以外																														
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)ウに規定する高度経営体集約化向上率	15%未満	0.000	0.000																													
	15%以上 20%未満	0.016	0.016																													
	20%以上 27.5%未満	0.020	0.024																													
	27.5%以上 35%未満	0.024	0.032																													
	35%以上 40%未満	0.028	0.040																													
	40%以上 45%未満	0.032	0.048																													
	45%以上 50%未満	0.036	0.056																													
	50%以上	0.040	0.060																													

5 農業生産法人等農地集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(4)に規定する事業をいう。以下同じ。）

土地改良区等が農業生産法人等農地集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。

【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－（過年度交付額）

(aの値)

区 分		a の 値	
		中山間地域	左記以外
当該年度までにおける国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)エに規定する経営所得安定対策加入経営体集積率	50%未満	0.000	0.000
	50%以上 55%未満	0.016	0.040
	55%以上 60%未満	0.020	0.044
	60%以上 65%未満	0.025	0.048
	65%以上 70%未満	0.030	0.052
	70%以上 75%未満	0.035	0.056
	75%以上	0.040	0.060

当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額

6 中心経営体農地集積促進事業（高度化支援事業実施要領別表1の2(5)に規定する事業をいう。以下同じ。）

土地改良区等が中心経営体農地集積促進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。

当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額

【算定式】対象事業の着工年度から当該年度の前年度までの累計年度事業費×aの値－(過年度交付額)

(aの値)

区 分		a の 値			
		中山間地域		左記以外	
		集約化加算有		集約化加算有	
当該年度までにおける国の競争力強化実施要領別紙1-1第4の1(3)及び国の復興再生基盤実施要領別紙2-1第5の1(3)に規定する中心経営体集積率	55%以上 65%未満	0.022	0.026	0.044	0.052
	65%以上 75%未満	0.028	0.034	0.052	0.068
	75%以上 85%未満	0.034	0.042	0.060	0.084
	85%以上	0.040	0.050	0.068	0.100

※ 集約化加算は、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化し、かつ、10年以上の別に定める利用権等を設定する場合に限る。

(aの値)

区 分		a の 値	
		中山間地域	左記以外
当該年度までにおける国の農山漁村実施要領別紙1-1第5の1(3)に規定する中心経営体集積率	35%以上 45%未満	0.010	0.028
	45%以上 55%未満	0.016	0.036
	55%以上 65%未満	0.022	0.044
	65%以上 75%未満	0.028	0.052
	75%以上 85%未満	0.034	0.060
	85%以上	0.040	

<p>7 耕地利用高度化推進事業（高度化支援事業実施要別表1の3に規定する事業をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合に要する経費。ただし、経費の総額は、下記により算定した額を上回らないものとする。</p> <p>【算定式】対象事業の総事業費×2%－（過年度交付額）</p>	<p>当該事業を行う場合に要する経費の2分の1（中山間地域において行うものにあつては、100分の55）に相当する額以内の額</p>
---	---	---

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
<p>規則第4条の規定による書類</p>	<p>岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>(1)高度土地利用調整事業</p> <p>(2)高度経営体集積促進事業</p> <p>(3)特定高度経営体集積促進事業</p> <p>(4)高度経営体集約化促進事業</p> <p>(5)農業生産法人等農地集積促進事業</p> <p>(6)中心経営体農地集積促進事業</p> <p>(7)耕地利用高度化推進事業</p> <p>2 収支予算書</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> <p>第5号</p> <p>第6号</p> <p>第7号</p> <p>第8号</p> <p>第9号</p>	<p>各1部</p>	<p>別に定める。</p>
<p>規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類</p>	<p>岩手県農業経営高度化支援事業変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書</p> <p>(1)高度土地利用調整事業</p> <p>(2)高度経営体集積促進事業</p> <p>(3)特定高度経営体集積促進事業</p> <p>(4)高度経営体集約化促進事業</p> <p>(5)農業生産法人等農地集積促進事業</p> <p>(6)中心経営体農地集積促進事業</p> <p>(7)耕地利用高度化推進事業</p> <p>2 収支予算書</p>	<p>第10号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第4号</p> <p>第5号</p> <p>第6号</p> <p>第7号</p> <p>第8号</p> <p>第9号</p>	<p>各1部</p>	<p>変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内</p>



<p>規則第 13 条 第 1 項の規定による書類</p>	<p>岩手県農業経営高度化支援事業補助金請求（精算）書</p> <p>1 事業実績書</p> <p>(1) 高度土地利用調整事業</p> <p>(2) 高度経営体集積促進事業</p> <p>(3) 特定高度経営体集積促進事業</p> <p>(4) 高度経営体集約化促進事業</p> <p>(5) 農業生産法人等農地集積促進事業</p> <p>(6) 中心経営体農地集積促進事業</p> <p>(7) 耕地利用高度化推進事業</p> <p>2 収支精算書</p>	<p>第 11 号</p> <p>第 2 号</p> <p>第 3 号</p> <p>第 4 号</p> <p>第 5 号</p> <p>第 6 号</p> <p>第 7 号</p> <p>第 8 号</p> <p>第 9 号</p>	<p>各 1 部</p>	<p>別に定める。</p>
-----------------------------------	--	---	--------------	---------------

様式第1号(別表第2関係)

第 年 月 日 号

局長 様

市町村長 氏 名 [印]  
〔 名 称  
代表者 氏 名 [印] 〕

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付申請書

年度において、岩手県農業経営高度化支援事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 内 訳

地区名	事業区分	事業費	交付申請額	備考
		円	円	
合計				

事業計画(実績)書

事業区分 高度土地利用調整事業

1 事業の目的

2 高度土地利用調整事業計画(実績)

地区名	活動項目						
	関係農家 意向調査	土地利 用調整	農地流動 化調整	農業機械 利用再編	営農指 導	農業生 産法人 活動	その他 調査・調 整
	延日	延日	延日	延日	延日	延日	延日

3 経費の配分

(1) 総括表

事業費	負担区分				備考
	県補助金	市町村費	土地改良 区費	農業協同 組合費	
円	円	円	円	円	

(2) 内訳表

地区名	事業 主体	費目	科目		金額	使途内容	備考
			節	区分			
					円		
計							

- (注) 1 費目、科目欄には、別に定める事務費の使途基準に準じて記載すること。  
 2 使途内容欄には、当該費目に係る額の使途内容又は算出基礎を明らかになるように記載すること。  
 3 備考欄には、関係市町村名、土地改良区名及び農業協同組合名を記載すること。また、仕入に係る消費税相当額について、これまで減額した場合には「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第3号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 高度経営体集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	高度経営体 集積向上率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第4号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 特定高度経営体集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	特定高度経営体集積率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第5号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 高度経営体集約化促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A)	高度経営体 集約化向上率	交付割合 (B)	交付総額 (C)=(A)×(B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備考
円	円	円	

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日

様式第 6 号 (別表第 2 関係)

事業計画 (実績) 書

事業区分 農業生産法人等農地集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

地 区 名	対象事業費 (A)	経営所得安定 対策加入経営 体集積率	交付割合 (B)	交付総額 (C) = (A) × (B)
	円	%	%	円

過年度交付額	本年度交付額	次年度交付予定額	備 考
円	円	円	

3 事業完了予定 (完了) 年月日 年 月 日

様式第7号(別表第2関係)

事業計画(実績)書

事業区分 中心経営体農地集積促進事業

1 事業の目的

2 事業計画(実績)

地区名	対象事業費 (A) 円	中心経営体集積率		交付割合 (B) %	交付総額 (C)=(A)×(B) 円
			集約化率 %		
		%	%		

過年度交付額 円	本年度交付額 円	次年度交付予定額 円	備考

3 事業完了予定(完了)年月日 年 月 日



様式第 8 号 (別表第 2 関係)

事業計画 (実績) 書

事業区分 耕地利用高度化推進事業

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

地 区 名	対象事業費 (A)	事業費限度額 (B) = (A) × 2%	総事業費 (C) ≤ (B)	交付総額 (D) ≤ (C) × 1/2
	円	円	円	円

(注) 1. (C)の欄は、耕地利用高度化推進事業の総事業費を記入すること。

過年度交付額	本年度交付額	次年度以降 交付予定額	備 考
円	円	円	

3 事業完了予定 (完了) 年月日 年 月 日

様式第9号(別表第2関係)

収支予算(精算)書

地区名

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
土地改良区費				
農業協同組合費				
計				

2 支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
円	円	円	

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名 [印]  
〔 名 称  
代表者 氏 名 [印] 〕

岩手県農業経営高度化支援事業変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業の実施について、次の理由により事業を変更(中止、廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

地区名	事業区分	変更(中止、廃止)理由

(注) 関係書類は、変更前と変更後と比較対照できるように変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名 [印]  
〔 名 称  
代表者 氏 名 [印] 〕

岩手県農業経営高度化支援事業補助金請求(精算)書

年 月 日付け指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求(精算)します。

記

- 1 請求(精算)額 金 円  
2 内 訳

地区名	事業区分	請求(精算)額	補助金交付 決 定 額	前金払受領 済 額
		円	円	円
計				

(注) 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名 印  
〔 名 称  
代表者 氏 名 印 〕

岩手県農業経営高度化支援事業進捗状況報告書

年 月 日付け指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった岩手県農業経営高度化支援事業について、年 月 日現在における進捗状況を次のとおり報告します。

地区名	事業区分	事業費 (A)	補助金	月末 現在 事業費 (B)	月末 現在 補助金	進捗率 (B)/(A)	残高 事業費	備考
		円	円	円	円	%	円	

第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名 [印]  
〔 名 称  
代表者 氏 名 [印] 〕

岩手県農業経営高度化支援事業補助金前金払請求書

年 月 日付け指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県農業経営高度化支援事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円  
2 内 訳

地区名	事業区分	補助金交付決定額	前回までの受領済額	今回請求額	差引残額
		円	円	円	円
計					

- 3 理 由

指令○地○第○号

住 所

法人又は氏名

○年○月○日付け○第○号で申請のあった○年度岩手県農業経営高度化支援事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

○年○月○日

局長



記

- 1 補助金交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長、29 生畜第 1500 号農林水産省生産局長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2171 号農林水産省農村振興局長、24 生畜第 2233 号農林水産省生産局長通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官通知）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官通知）、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）、岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱（平成 30 年 7 月 20 日付け農建第 214 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消

費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

5 補助事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇局長が認めるときは、この限りではない。

6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間又は国規則第 5 条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第 2 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

8 補助事業者は、前記 7 の財産（1 件当たりの取得価格が 50 万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

9 局長は、補助事業者が前記 8 の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

10 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局事業者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記 2 から 9 までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。



第 号  
年 月 日

局長 様

市町村長 氏 名 [印]  
所在地  
名 称  
代表者 氏 名 [印]

消費税等仕入控除税額報告書

〇年〇月〇日付け指令〇地〇第〇号で補助金の交付決定のあった岩手県農業経営高度化支援事業補助金について、次のとおり報告します。

記

- |                                     |   |   |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 補助金交付額                            | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                     | 金 | 円 |

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取 得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐 年	用 数	処 制 年 月 日	分 限 日	処 分 の 種 別	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る交付率等を記載すること